令和5年度 境港市青少年育成センター運営協議会

日 時 令和5年7月4日(火)

19:45~

会 場 境港市保健相談センター 健康相談室

日 程

役員の承認

1 令和5年度の委員

令和4年度 境港市青少年育成センター活動報告

- 1 運営組織図
- 2 運営協議会の開催(条例)
- 3 月別活動状況
- 4 月別相談件数

令和5年度 境港市青少年育成センター活動計画

- 1 活動方針
- 2 活動内容

境港市青少年育成センター条例及び条例施行規則

境港市青少年育成センター

〒684-8501 境港市上道町3000番地 (旧市民図書館2階)

57-5677

境港市青少年育成センター運営協議会委員

- 1 青少年育成センター運営協議会の委員は、青少年育成境港市民会議の理事の中から選出する。
- 2 委員の任期は、青少年育成境港市民会議の理事と同様の2年。
- 3 学校およびPTAの委員は、該当校の担当者とする。(1年交替)

令和 5 年度 境港市青少年育成センター運営協議会委員 (案)

(任期 令和4年6月1日~令和6年5月31日)

計 17人

番号	団 体 名	委 員	備考
1	青少年育成境港市民会議会長	干山 浩一	境港市スポーツ少年団
2	青少年育成境港市民会議副会長	阿部 宏之	余子地区部会長
3	青少年育成境港市民会議副会長	山本 淳一	境港市教育委員会教育長
4	鳥取県青少年健全育成協力員	早川 輝彦	
5	※小学校PTA会長	北農 真也	余子小学校PTA会長
6	※中学校PTA生徒指導部長	藤原 恵美	第三中学校PTA生徒指導部長
7	※高等学校 P T A 会長	池原 良子	境港総合技術高等学校PTA会長
8	※小教研生徒指導部	安達 和哉	境小学校生徒指導主任
9	※中教研生徒指導部	上坂 誠	第一中学校生徒指導主事
10	※高等学校教頭又は副校長	足立 誠司	境港総合技術高等学校教頭
11	※地区部会長	松下美智弘	境地区部会長
12	境港青年会議所理事長	岡空 聡	
13	境港警察署	田中友一郎	生活安全刑事課生活安全・相談係長
14	少年健全育成指導員等連絡会会長	八木橋柳一	
15	公民館長会	植田 建造	境公民館長
16	スポーツ少年団	長谷川 伸	余子スポーツ少年団
17	鳥取県青少年健全育成協力員	戸田 隆久	

<備考>

・小学校PTA会長(単P会長) <1年交代>

中浜 \rightarrow 余子 \rightarrow 上道 \rightarrow 境 \rightarrow 外江 \rightarrow 渡

・中学校PTA生徒指導部長 <1年交代>

 $-+ \rightarrow -+ \rightarrow -+$

・高等学校 P T A 会長 < 1 年交代>

境港総合 ⇔ 境

· 小教研生徒指導部 担当校

· 中教研生徒指導部 担当校

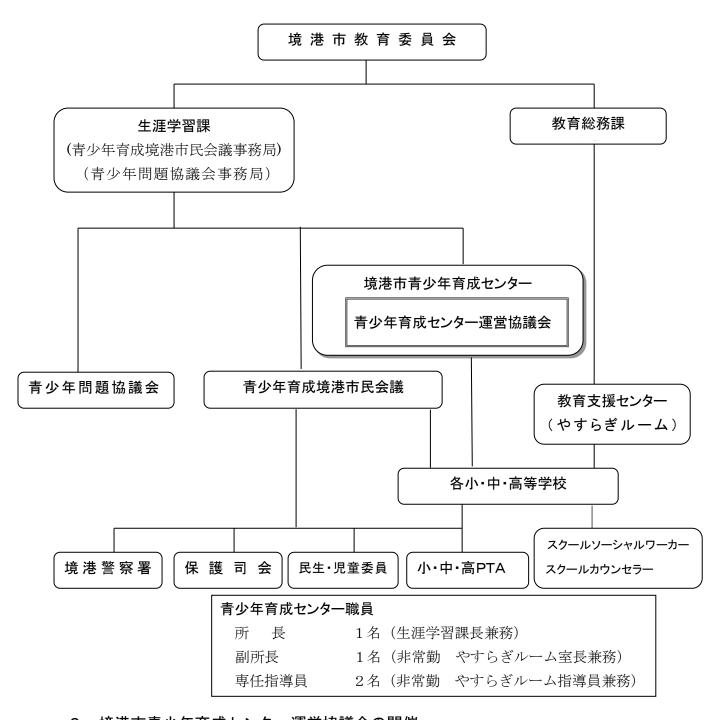
・高等学校副校長 or 教頭 <1年交代>

境港総合 ⇔ 境

・地区部会長 小教研生徒指導部担当校の地区部会長

令和4年度 境港市青少年育成センター活動報告

1 青少年育成センター運営組織図



2 境港市青少年育成センター運営協議会の開催

(境港市青少年育成センター条例)

(運営協議会)

- 第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、センター運営協議会(以下「協議会」という。) を置く。
 - 2 協議会は、委員18名以内をもって組織する。
 - 3 委員は、教育、児童福祉、警察等関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 令和4年度 境港市青少年育成センター月別活動状況

月	巡回・環境浄化	広報・啓発・相談・研修会等	学校・関係機関等との連携
5	○青少年相談電話 ○学校訪問(2) ○市内巡回・学校訪問(3)	○境港市青少年育成センター 運営計画の作成・検討○山本淳一教育長(27 日)○スクールサポーター 森田さん、佐蔵さん(24 日)○西部少年サポートセンター 種原」さん(24 日)	 ○高校生マナーアップさわやか運動…中止 ○一中公開日(26日) ○二中公開日(26日) ○二中体育祭(28日) ○市民運動会…中止 ○中学校生徒指導連絡会 (19日 保健相談センター)
6	○市内巡回・学校訪問(9) ○毒ガス散布予告(28 日)	○大山青年の家角先生(24 日) ○二中非行防止教室(30 日)	○小学校生徒指導部会(7日 余子小)○中学校生徒指導連絡会(16日 保健相談センター)○小・中・高生徒指導連絡協議会(24日 上道小)
7	○市内巡回・学校訪問(7) ○みなと祭り街頭指導(24日)	○少年補導センター情報交換 会(30 日 オンライン上道 公民館)	
8	○市内巡回・学校訪問(7)○夏季街頭指導(5日 プラント5周辺)(19日 プラント5周辺)	○青少年育成センターだより 第37号発行(2日)○教育支援センター及びフリースクール合同研修会 (10日 オンライン)	○ケース会議(22 日 中浜小)
9	○市内巡回・学校訪問(4)	○スクールサポーター 森田さん、佐蔵さん(24日)○「家庭の日」絵画作品審査会 (16日 生涯学習課)	○高校生マナーアップ運動…中止 ○中学校生徒指導連絡会 (15日 保健相談センター)

	○本内ツロ・党校計明(5)	○ 丰小左右出北 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○小学拉升往北道如人			
	○市内巡回・学校訪問(7)	○青少年育成センター移転	○小学校生徒指導部会			
		(3日 旧市民図書館2階)	(19日 余子小)			
1 0		○西部教育局 松永指導主事	○中学校生徒指導連絡会			
		サポートセンター種村さん	(27日 保健相談センター)			
		スクールサポーター佐蔵さん				
		(27 日)				
	○市内巡回・学校訪問(8)	○青少年育成県民大会(6日)	○中学校生徒指導連絡会			
		不参加	(17日 保健相談センター)			
1 1		○西部地区教育支援センター				
1 1		連絡会(9日 県立武道館)				
		○青少年意見発表会				
		(18日 保健相談センター)				
	○市内巡回・学校訪問(3)	○大山青年の家角先生(7 日)	○小・中・高生徒指導連絡協議会			
	○冬季街頭指導	○青少年育成センターだより	(2 日 二中)			
	(26日 プラント周辺)	第38号発行(21日)	○教育相談担当者会			
1 2			(9日 やすらぎルーム)			
			○中学校生徒指導連絡会			
			(15 日 上道公民館)			
	○市内巡回・学校訪問(3)	○ゲートキーパー養成講座	○中学校生徒指導連絡会			
1		(24日 保健相談センター)	(17 日 市役所第 1 会議室)			
	○市内巡回・学校訪問(3)	○ゲートキーパー養成講座	○小学校生徒指導部会			
		(14日 保健相談センター)	(14 日 余子小)			
		\bigcirc CHA 3 プログラム	○中学校生徒指導連絡会			
2		(24日 二中体育館)	(16日 保健相談センター)			
		○青少年育成研修会				
		(27 日 市民図書館)				
	○市内巡回・学校訪問(6)	○青少年育成センターだより	○中学校卒業式(10 日)			
		第39号発行(24日)	○中学校生徒指導連絡会			
3			(17日 保健相談センター)			
			○小学校卒業式(17 日)			

4 令和4年度 境港市青少年育成センター月別相談件数(電話、来所相談)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
電話	1	1						4	1	3			10
(市外)	(2)												(2)
来所	2		3	3	4	1	3	5	2	9	3	1	36

令和5年度 境港市青少年育成センター活動計画(案)

1 活動方針

- ① 青少年を取り巻く社会情勢や関係緒機関・団体の活動状況を踏まえ、青少年の非行防止及び 健全育成に関する活動の拠点としての役割を果たす。
- ② 非行に走る前の問題行動の早期の段階で把握し、適切な支援を行う。
- ③ 家庭・学校・地域社会及び関係機関や団体等が、それぞれの役割を明確にし、密接な連携が図れるよう寄与する。

2 活動内容

主な活動	活動内容	
工な位別	・関係機関・団体等(境港警察署、小中高生徒指導部会、	○随時市内巡回、学校訪問
	* 関係機関・団体等(現代音祭者、小中同生使指導部会、 育成市民会議、保護司会、民生児童委員等)と連携し、	学校公開日に参観
	一月成市氏云巌、休慶可云、氏生光重安貞寺/と連携し、 大規模小売店舗等を中心に定期的な巡回を行い、問	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	○中学校生徒指導連絡会に
	題行動の抑止と早期発見に努める。	出席(毎月)
街頭指導	・学校との連携を密にし、実態把握や情報収集に努める	○小学校生徒指導部会に参
	とともに、問題傾向のある少年の動向を適確に把握	加
	し、迅速に対応する。	○小・中・高生徒指導連絡協
	・問題行動の発生を把握した場合、関係機関へ連絡し、	議会に参加(1、2学期)
	連携を図る。	○夏季・みなと祭・冬季街頭
	・下校時の見守り活動を行う。	パトロールに参加
	・青少年に関する相談を受け、他の関係諸機関(学校、	○学校の事例研究会・ケース
	子育て支援課、福祉課、米子児童相談所等)と連携し、	会議等に参加
青少年相談	適切に対処する。	○中学校教育相談担当者会
	月~金 8:30~17:00	に参加(年3回)
	・来所又は電話による。	│○学校の非行防止教室、薬物│
	・未成年者に有害図書や動画は見せない、酒やタバコを	乱用防止講演会等に参加
	販売しない等、取り巻く環境の浄化に対する意識の	○青少年育成センターだよ
	啓発を図る。	り「はまっこ」年3回発行
環境浄化	・学校や PTA、育成市民会議、警察等関係機関との連	○青少年育成境港市民会議
	携を図り、ゲームセンター、カラオケボックス等の巡	理事会・総会
	視と指導を行う。	○「少年の主張」鳥取県大会
		○青少年意見発表会
	・ケータイ・インターネットの正しい利用、薬物・危険	○「家庭の日」絵画審査
	ドラッグの乱用防止等の啓発を図る。	○青少年育成県民大会
	・「育成センターだより」や啓発チラシを発行し、市民	○青少年育成講演会
	の健全育成に対する意識を高める。	
広報啓発	・不審者情報等、入手した情報を、学校や地域及び関係	
	機関に周知する。	

○境港市青少年育成センター条例

平成10年3月30日条例第7号

境港市青少年育成センター条例

(設置)

第1条 本市に、境港市青少年育成センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 センターは、青少年問題に関する機関及び団体等との連絡を図り、青少年の非行の防止と健全育成の 指導を総合的に行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 青少年相談
 - (2) 自立支援
 - (3) 街頭指導
 - (4) 環境浄化
 - (5) 広報
 - (6) 関係機関及び団体との連絡調整
 - (7) その他青少年の健全育成のために必要な業務

(職員)

第4条 前条の業務を行うため、所長及び専任指導員その他の職員を置く。

(運営協議会)

- 第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、委員18人以内をもって組織する。
- 3 委員は、教育、児童福祉、警察等関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験を有する者の うちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

〇境港市青少年育成センター条例施行規則

平成10年3月31日教育委員会規則第1号

改正 平成12年3月30日教委規則第6号

平成26年3月26日教委規則第2号

境港市青少年育成センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、境港市青少年育成センター条例(平成10年境港市条例第7号。以下「条例」という。)第6条 の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

- 第2条 境港市青少年育成センター(以下「センター」という。)に次の職員を置く。
 - (1) 所 長 1人
 - (2) 副所長 1人
 - (3) 専任指導員 3人以内
 - (4) 青少年指導委員 若干人
- 2 所長は、センターの業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副所長は、所長の命を受けてセンターの業務に従事するとともに、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は 所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 第3条 青少年指導委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 学校教職員
 - (2) 教育委員会職員
 - (3) 児童福祉司
 - (4) 警察職員
 - (5) 民生委員、児童委員
 - (6) 保護司
 - (7) 民間有識者
 - (8) 青少年育成境港市民会議会員
 - (9) その他関係機関の職員
- 2 青少年指導委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の青少年指導委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(運営協議会)

- 第4条 境港市青少年育成センター運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する